

「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」概要

(1) 目的 (第1条)

薬物の濫用の防止に関し、府、府民等及び事業者等の責務等を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、危険薬物の濫用の防止のための規制その他の必要な事項を定めることにより、薬物の濫用による保健衛生上の危害その他の府民生活への危害の発生を防止し、もって府民等の健康かつ安心・安全で平穏な生活の確保に資すること

(2) 定義 (第2条)

○ 危険薬物

大麻、覚醒剤、麻薬、法指定薬物等のほか、中枢神経系の興奮・抑制、幻覚、陶酔、これらに類する作用を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（医薬品、酒類、たばこを除く。）

(3) 責務

① 府の責務 (第3条)

- ・ 薬物濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施
- ・ 国、他の地方公共団体、府民等・事業者等と連携・協働して取り組み

② 府民等の責務 (第4条)

- ・ 薬物の危険性及び薬物濫用防止の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、自ら薬物濫用防止に努める
- ・ 府の施策に協力するよう努める
- ・ 薬物濫用に関する情報を知ったときは、当該情報を知事に提供するよう努める

③ 事業者の責務 (第5条)

- ・ 行う事業に関し、薬物に係る違法行為を助長する行為が行われること、又は利用されることがないように、また、府の施策に協力するよう努める

④ 医師及び薬剤師の責務 (第6条)

- ・ 医師及び薬剤師は、患者が法指定薬物又は危険薬物をみだりに使用したことを知ったとき、当該使用を疑うに足りる相当な理由があると認めるとき等は、その名称等の情報を知事に提供するよう努める

⑤ 土地所有者等の責務 (第7条)

- ・ 土地・建物所有者等は、当該土地等の貸借の契約を締結するに当たっては、薬物に係る違法行為に使用されることがないように努める
- ・ 土地・建物の貸借の代理・媒介を業として行う者は、当該代理等に係る土地等が薬物に係る違法行為に使用されることがないように努める
- ・ 土地・建物所有者等及び土地等の賃借の代理又は媒介を業として行う者は、その貸付け等に係る当該土地等が薬物に係る違法行為のための店舗等の用に供されていることを知ったとき等は、当該店舗等が薬物に係る違法行為に使用されることがないように、また、当該情報を府に提供するよう努める

⑥ 運送事業者の責務 (第8条)

- ・ 行う事業に関し、当該事業に係る役務が薬物に係る違法行為のために利用されていることを知ったとき等は、当該情報を府に提供するよう努める

⑦ 薬物濫用防止活動団体の役割 (第9条)

- ・ その活動を通じて、薬物の危険性及び薬物濫用防止の重要性に関する府民等の関心と理解を深め、府民等の薬物濫用防止に資する取組を促進する役割を果たす
- ・ 府の施策に協力するよう努める

(4) 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

- ① 府は、国、他の地方公共団体、府民等、事業者等と連携し、薬物の濫用の防止を推進するため体制を整備
 薬物に関する情報を把握し、必要な監視及び指導の体制を整備
 知事及び公安委員会は、相互に連携・協力し、薬物濫用防止に関する調査、指導その他の措置を講じる（第10条）
- ② 府は、薬物に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行う（第11条）
- ③ 府は、薬物の危険性等に関する最新の情報等の収集、整理、分析等を行い、府民等、事業者等に対し、積極的な情報の提供を行う
 調査研究及び情報の収集等の成果を、施策に反映（第12条）
- ④ 府は、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他必要な措置を講じる
 府は、薬物濫用防止活動団体、府民等、事業者等が行う活動を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講じる（第13条）

(5) 危険薬物の濫用の防止のための規制

① 「危険薬物」に関する規制（第14条）

対象物	内 容	罰 則 適 用 の フ コ ー	罰 則	
			直 罰	命 令 違 反
危 険 薬 物	・製造、栽培の禁止	【危険薬物疑い物】 ・提出命令 ・一時停止命令 ↓ 罰 則		提 出：50万 一時停止：50万
	・販売、授与、その目的の所持の禁止			
	・(単純)所持、購入、譲り受け、使用の禁止 ※提出命令、一時停止命令は適用外	(又は)		廃棄：2年 100万
	・広告の禁止	【危険薬物】 警告 ↓ ・廃棄・回収命令 ・中止命令 ↓ 罰 則		
	・使用場所の提供、あっせんの禁止			
			中止：1年 50万	

※ 緊急時等は、警告を省略して廃棄・回収命令（第24条）、中止命令（第22条）可

② 「知事指定薬物」に関する規制（第15～16条）

- ・知事指定薬物：危険薬物のうち、府内において現に人の身体に使用され、又は使用されるおそれがあると認める物
 <事前に審査会の意見聴取⇒知事指定⇒公示>

対象物	内 容	罰 則 適 用 の フ コ ー	罰 則	
			直 罰	命 令 違 反
知 事 指 定 薬 物	・製造、栽培の禁止	警 告 ↓	1年 50万	2年 100万
	・販売、授与、その目的の所持の禁止			
	・(単純)所持、購入、譲り受け、使用の禁止	・廃棄・回収命令 ・中止命令 ↓ 罰 則	1年 50万	2年 100万
	・広告の禁止			
	・使用場所の提供、あっせんの禁止	(又は)		
		直 罰	0.5年 30万	1年 50万

※ 緊急時等は、警告を省略して廃棄・回収命令（第24条）、中止命令（第22条）可

③ 「知事監視店舗」に関する販売等規制（第17～19条）

- ・ 知事監視店舗：危険薬物又はその疑いのある物について、規定に違反した製造、販売等の疑い行為が行われ、又は行われている店舗等であって、府民の健康及び安心・安全を保持するための適切な措置が講じられることが必要であると認めるもの＜事前（緊急時は事後報告可）に審査会の意見聴取⇒知事指定⇒公示＞
- ・ 知事監視薬物等：知事監視店舗又はその貯蔵場所で、販売等目的のために貯蔵、陳列されている危険薬物である疑いがある物その他の物（人が摂取するおそれがないと認められる物のみで組成されている物その他規則で定める物を除く）

ア 営業者に対する規制

対象物	内 容	罰 則 適 用 の フ ー	罰 則	
			直罰	命令違反
知事監視薬物等	・ 製造（輸入）者氏名・住所、営業者氏名・住所の表示	警 告 ↓ ・ 業 務 命 令 ・ 改 善 命 令 ・ 中 止 命 令 ↓ 罰 則		20万
	・ 未表示製品の販売禁止			
	・ 購入者に説明書交付			
	・ 頻回購入者、大量購入者の氏名等の知事への届出			
	・ 製造、購入履歴の記録、保存			
	・ 誓約書提出義務の店内掲示			
・ 誓約書未提出製品の販売禁止				
・ 誓約書の保存				
・ 身体使用助長に係る広告の禁止				

イ 購入者に対する規制

対象物	内 容	罰 則 適 用 の フ ー	罰 則	
			直罰	警告違反
知事監視薬物	・ 営業者に誓約書（住所、氏名、名称、数量、使用目的、説明書遵守の誓約）を提出	直 罰	過料5万	

④ 立入調査及び収去（第27条）

- ・ 府職員に対する、立入調査及び収去権限の付与（拒否者に直罰20万）
- ・ 警察職員に対する、立入調査権限の付与（拒否者に直罰20万）

（6）府薬物等指定審査会（第28条）

知事指定薬物及び知事監視店舗に係る情報分析及び評価等を行い、知事に報告

（7）附 則

この条例は、公布日から施行（ただし、規制関連等の規定は、公布日から起算して30日を経過した日から施行）